

現状と復興に向けた課題等

<復旧・復興事業>

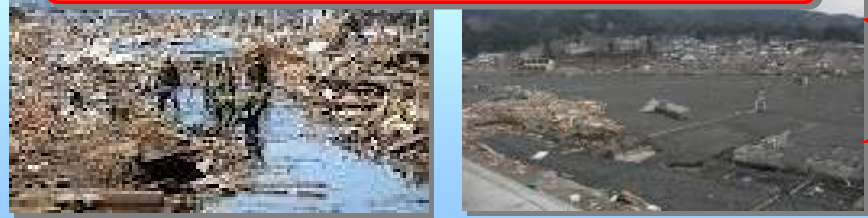
■事業計画の策定



■土地所有者等権利者の確定

権利者不明
境界不明
相続協議不調
etc

行方不明者多数・土地境界不明



事業用地確保

復旧・復興事業

早期の

復興まちづくりの実現

長期化

簡素化

制度化

要望事項① 「事業認定」手続等の簡素化 収用適格事業の拡大等

事業認定要件の緩和
土地収用法第20条全ての要件を充足しなければ事業の認定がなされない

収用手続の簡素化
厳格な事前説明会の開催や、詳細な申請図書等の添付が必要

収用適格事業の拡大
復興に関する事業の全てが土地収用法を適用可能とはされていない

土地収用手続の迅速化！！

・認定要件の拡大適用、国費交付申請をもって認定要件とみなすなどの緩和

・新聞公告の省略や、全ての利害関係者への周知手続等を簡素化

・復興に関する事業を土地収用法第3条事業に追加

土地収用手続の簡素化等により用地取得手続のスピードアップを図ること
(1年以内)！！

要望事項② 所有者不明土地の市町村管理

境界を確認し同意する権限

土地の使用を許可する権限

不明所有者に代わり市町村に権限を！！

復興事業用地の譲渡契約権限

土地代金は基金に繰入れ適正な管理

財産管理人制度に代わり市町村が管理権限を持つ制度の創設等により用地取得手続のスピードアップを図ること！！

■土地収用手続（事業認定・収用裁決）

- ・防災集団移転促進事業等、一部の復興事業が土地収用法の適用事業ではない！
- ・事業の認定、収用裁決等による事業用地確保には膨大な事務手続と長期にわたる事務処理時間が必要（2年以上）！

■不在者財産管理人等の制度手続

- ・行方不明者が多数存在するため、土地の境界立会の実施や土地売買契約相手の確定等が難航！
- ・行方不明者の解決には、裁判所に対する不在者財産管理人の申し立てなど、特別な事務手続が必要！

現状と復興に向けた課題等

<現 状>

○津波常襲地帯としての岩手三陸

岩手県の三陸地域は、昔から幾度も津波に襲われ、明治三陸地震津波以降の約100年間の全国における大津波犠牲者（約47千人）の6割（約27千人）が岩手県に集中

○歴史文化遺産としての高田松原

高田松原は、約350年前に形成された人工林で、幾多の津波被害を受けながらも世代を超えた保全の取組により不毛の地を自然環境に恵まれた豊かな地に変えてきた長い歴史をもつ

○復興シンボルとしての奇跡の一本松

高田松原に自生していた約7万本の松の中から奇跡的に生き延びた一本松は、「希望の松」や「ど根性松」として悲嘆に暮れる東北の被災地域全体に希望と勇気を与える復興のシンボルとしての存在

<復興に向けた課題等>

○津波防災文化の国内外への発信

津波犠牲者の鎮魂と追悼、今次の津波被害の記録と教訓を後世に伝承し、津波防災の文化を国内外に情報発信していく場が必要

○歴史文化遺産の高田松原の再生

歴史を刻む松原と一体の潟湖を含めたゾーンを平成の高田松原として再生し、全国の歴史文化遺産と言えるその価値を継承していくことが必要

○勇気と希望を与える復興のシンボルを実現

長い年月を要する復興の過程を可視化し被災者に勇気と希望を与える復興のシンボルとして、「奇跡の一本松の命の継承」と「高田松原の再生」が必要

【参考】高田松原再生に向けての市民レベルの取組み

- ・高田松原を守る会…奇跡の一本松の保護と高田松原再生の取組（4月～）
- ・陸前高田ロータリークラブ…メモリアル・マガジン「高田松原ものがたり」作成（6月）
- ・「桜ライン311」実行委員会設立…津波の到達点を桜の木でつなぎ後世に（11月）
- ・著名人の活動等…やなせたかし（CDと絵本製作等）、新井 満（散文詩集「希望の木」発行）、瀬戸内寂聴（青空説法）等

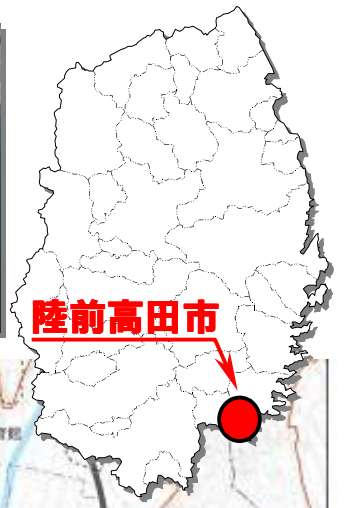
被害状況



被災前



被災後



陸前高田市

陸前高田市震災復興計画（案）



奇跡の一本松

国営メモリアル公園のイメージ



要望内容

国営メモリアル公園の整備

東日本大震災津波の記憶を未来に語り継ぎ、津波防災の文化を国内外に発信する拠点として、全国を代表する津波常襲地帯である岩手三陸の地において、津波防災の歴史文化遺産といえる高田松原と復興のシンボルである奇跡の一本松を擁する**岩手県陸前高田市の高田松原地区に国営メモリアル公園を整備すること**